

第20回（12月）定例会提案事件表（追1）

- 1 議案第563号 西宮市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例制定の件
- 2 議案第564号 市長、副市長及び常勤監査委員の給与条例等の一部を改正する条例制定の件
- 3 議案第565号 西宮市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する等の条例制定の件
- 4 議案第566号 西宮市職員の定年等に関する条例制定の件

別冊

- 5 議案第567号 令和4年度西宮市一般会計補正予算（第9号）
- 6 議案第568号 令和4年度西宮市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 7 議案第569号 令和4年度西宮市中小企業勤労者福祉共済事業特別会計補正予算（第2号）
- 8 議案第570号 令和4年度西宮市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 9 議案第571号 令和4年度西宮市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 10 議案第572号 令和4年度西宮市水道事業会計補正予算（第2号）
- 11 議案第573号 令和4年度西宮市工業用水道事業会計補正予算（第2号）
- 12 議案第574号 令和4年度西宮市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 13 議案第575号 令和4年度西宮市病院事業会計補正予算（第2号）

西宮市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する
条例制定の件

西宮市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年12月9日提出

西宮市長 石井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する
条例

西宮市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（昭和31年西宮市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の215」を「100分の220」に改める。

付則に次の1項を加える。

14 令和4年12月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の220」とあるのは、「100分の225」とする。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の西宮市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の西宮市議会議員の議員報酬、

費用弁償及び期末手当支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(参考 1)

○提案理由

特別職の国家公務員の期末手当が改定されることに伴い、市議会議員の期末手当について、所要の規定の整備を行うため。

(参考 2)

**○西宮市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当
支給条例（現行抄）**

（期末手当）

第 5 条

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100 分の 215 を乗じて得た額を基礎として、基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の在職日数に応じて日割りによつて計算した額とする。

市長、副市長及び常勤監査委員の給与条例等の一部を改正する条例制定の件

市長、副市長及び常勤監査委員の給与条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年12月9日提出

西宮市長 石井 登志郎

西宮市条例第 号

市長、副市長及び常勤監査委員の給与条例等の一部を改正する条例

(市長、副市長及び常勤監査委員の給与条例の一部改正)

第1条 市長、副市長及び常勤監査委員の給与条例(昭和31年西宮市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の215」を「100分の220」に改める。

附則に次の1項を加える。

32 令和4年12月に支給する期末手当に関する第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の220」とあるのは、「100分の225」とする。

(教育長の給与等を定める条例の一部改正)

第2条 教育長の給与等を定める条例(昭和31年西宮市条例第22号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

23 令和4年12月に支給する期末手当に関する第3条第2項において準用する市長、副市長及び常勤監査委員の給与条例第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の220」とあるのは、「100分の225」とする。

(上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第3条 上下水道事業管理者の給与に関する条例（昭和41年西宮市条例第48号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

- 22 令和4年12月に支給する期末手当に関する第3条第2項において準用する市長、副市長及び常勤監査委員の給与条例第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の220」とあるのは、「100分の225」とする。

(病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第4条 病院事業管理者の給与に関する条例（平成25年西宮市条例第47号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

- 13 令和4年12月に支給する期末手当に関する第3条第3項において準用する市長、副市長及び常勤監査委員の給与条例第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の220」とあるのは、「100分の225」とする。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の市長、副市長及び常勤監査委員の給与条例（以下「第1条の規定による改正後の条例」という。）の規定、第2条の規定による改正後の教育長の給与等を定める条例（以下「第2条の規定による改正後の条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の上下水道事業管理者の給与に関する条例（以下「第3条の規定による改正後の条例」という。）の規定及び第4条の規定による改正後の病院事業管理者の給与に関する条例（以下「第4条の規定による改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正後の条例の規定、第2条の規定による改正後の条例の規定、第3条の規定による改正後の条例の規定又は第4条の規定による改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の市長、副市長及び常勤監査委員の給与条例の規定、第2条の規定による改正前の教育長の給与等を定める条例の規定、第3条の規定による改正前の上下水道事業管理者の給与に関する条例の規定又は第4条

の規定による改正前の病院事業管理者の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の条例の規定、第2条の規定による改正後の条例の規定、第3条の規定による改正後の条例の規定又は第4条の規定による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(参考1)

○提案理由

特別職の国家公務員の期末手当が改定されることに伴い、市長、副市長及び常勤監査委員等の期末手当について、所要の規定の整備を行うため。

(参考2)

○市長、副市長及び常勤監査委員の給与条例（現行抄）

（期末手当）

第4条

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の215を乗じて得た額に、6月に支給する場
合においては基準日以前6月以内の期間におけるその者の別表の左欄に掲げる在職期間の区分
に応じ、それぞれ同表の中欄に定める割合を乗じて得た額とし、12月に支給する場合におい
ては基準日以前6月以内の期間におけるその者の同表の左欄に掲げる在職期間の区分に応じ、
それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額とする。

西宮市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する等の
条例制定の件

西宮市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

令和4年12月9日提出

西宮市長 石井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する等の
条例

(西宮市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第1条 西宮市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和32年西宮市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項ただし書中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第5条の3第3項中「(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)」を削る。

(西宮市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 西宮市職員の育児休業等に関する条例(平成3年西宮市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 地方公務員法第28条の5第1項から第4項までの規定により異動期間（同法第28条の2第1項に規定する異動期間をいう。）（同法第28条の5第1項から第4項までの規定により延長された期間を含む。）を延長した職員

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 地方公務員法第28条の7第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び同条第2項の規定により期限が延長された職員

第6条中「第2条第1号又は第2号」を「第2条第1号から第3号まで」に改める。

第12条第1号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第3条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年西宮市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同項に次の2号を加える。

(4) 地方公務員法第28条の5第1項から第4項までの規定により異動期間（同法第28条の2第1項に規定する異動期間をいう。）（同法第28条の5第1項から第4項までの規定により延長された期間を含む。）を延長した職員

(5) 地方公務員法第28条の7第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び同条第2項の規定により期限が延長された職員

付則を付則第1項とし、付則に次の1項を加える。

2 令和14年3月31日までの間、第2条第2項第2号の規定の適用については、同号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。）」とする。

（西宮市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第4条 西宮市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年西宮市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中「375,000円」を「376,000円」に改める。

第5条第1項中「第6条の2」の次に「、第6条の3」を加える。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第5条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和62年西宮市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号を削り、同項第5号中「西宮市職員の分限並びに懲戒に関する手続及び効果に関する条例」を「西宮市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果等に関する条例」に改め、同号を同項第4号とし、同項に次の2号を加える。

(5) 地方公務員法第28条の5第1項から第4項までの規定により異動期間（同法第28条の2第1項に規定する異動期間をいう。）（同法第28条の5第1項から第4項までの規定により延長された期間を含む。）を延長した職員

(6) 地方公務員法第28条の7第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び同条第2項の規定により期限が延長された職員

(西宮市職員の分限並びに懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第6条 西宮市職員の分限並びに懲戒に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年西宮市条例第58号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

西宮市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果等に関する条例

第2章中第1条の次に次の2条を加える。

(降給の種類)

第1条の2 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）とする。

(降格の事由)

第1条の3 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合は、当該職員を降格するものとする。

第2条の見出しを「(分限の手続)」に改め、同条第1項中「場合、」を「場合」に改め、同条第2項中「若しくは免職又は休職の処分」を「、免職、休職又は降給の処分（法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等を除く。）」に、「交付しなければならない」を「交付して行わなければならない」に改める。

第3条の2第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に、「やむをえない」を「やむを得ない」に改める。

第5条を次のように改める。

(減給の効果)

第5条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料及びこれに対する地域手当(給料月額に対応する部分に限る。以下同じ。)の合計額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、基本報酬の額。以下同じ。)の10分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該相当する額を減ずるものとする。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 当分の間、第1条の2及び第2条第2項の規定の適用については、第1条の2中「とする」とあるのは「並びに西宮市一般職員の給与に関する条例(昭和26年西宮市条例第54号)附則第33項、西宮市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成24年西宮市条例第63号)付則第2項、西宮市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年西宮市条例第45号)付則第3項及び西宮市立中央病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成25年西宮市条例第22号)付則第3条第1項の規定による降給(以下「給料月額7割措置」という。)とする」と、第2条第2項中「降給」とあるのは「降給(給料月額7割措置を除く。)」とする。

(西宮市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第7条 西宮市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年西宮市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第22条の4第1項」に改める。

(西宮市職員の退職管理に関する条例の一部改正)

第8条 西宮市職員の退職管理に関する条例(平成27年西宮市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(西宮市一般職員の給与に関する条例の一部改正)

第9条 西宮市一般職員の給与に関する条例(昭和26年西宮市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項第1号中「100分の95」を「100分の100」に改め、「とする。」を削り、同項第2号中「100分の45」を「100分の47.5」に改め、「とする。」を削る。

附則に次の1項を加える。

31 令和4年12月に支給する勤勉手当に関する第19条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の100」とあるのは「100分の105」と、同項第2号中「100分の47.5」とあるのは「100分の50」とする。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第2(第5系関係)
医療職給料表
了 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務の級			
	1級	2級	3級	4級
1号給	256,400円	341,600円	377,800円	474,600円
2号給	259,100	343,800	380,500	477,100
3号給	261,800	346,000	383,200	479,600
4号給	264,500	348,200	385,900	482,100
5号給	267,000	350,300	388,600	484,700
6号給	269,800	352,500	391,400	487,200
7号給	272,600	354,700	394,200	489,700
8号給	275,400	356,900	397,000	492,200
9号給	278,000	359,100	399,600	494,800
10号給	280,600	361,300	402,100	497,200
11号給	283,200	363,500	405,200	499,600
12号給	285,800	365,700	408,000	502,000
13号給	288,200	367,900	410,700	504,400
14号給	290,800	370,200	413,500	506,800
15号給	293,400	372,500	416,300	509,200
16号給	296,000	374,800	419,100	511,600
17号給	298,400	376,900	421,800	513,800
18号給	301,000	379,300	424,500	515,800
19号給	303,600	381,700	427,200	517,800
20号給	306,200	384,100	429,900	519,800
21号給	308,600	386,500	432,600	521,800
22号給	311,100	389,100	435,300	523,600
23号給	313,600	391,700	438,000	525,400
24号給	316,100	394,300	440,700	527,200
25号給	318,700	396,800	443,200	529,000
26号給	321,200	399,400	445,900	530,600
27号給	323,700	402,000	448,600	532,300
28号給	326,200	404,600	451,300	534,000
29号給	328,800	407,100	454,000	535,500
30号給	331,300	409,500	456,100	537,100
31号給	333,800	411,900	459,000	538,700
32号給	336,300	414,300	461,600	540,300
33号給	338,800	416,800	464,300	541,700
34号給	341,300	419,200	466,900	543,000
35号給	343,800	421,600	469,500	544,300
36号給	346,300	424,000	472,100	545,600
37号給	348,700	426,500	474,500	547,000
38号給	350,900	428,900	477,000	548,000
39号給	353,100	431,300	479,500	549,000
40号給	355,300	433,700	482,000	550,000
41号給	357,400	436,100	484,600	551,100
42号給	359,600	438,300	487,100	552,100
43号給	361,800	440,500	489,600	553,100
44号給	364,000	442,700	492,100	554,100
45号給	366,000	444,900	494,700	555,200
46号給	368,200	447,000	497,100	556,100
47号給	370,400	449,100	499,500	557,000
48号給	372,600	451,200	501,900	557,900
49号給	374,800	453,400	504,200	558,700
50号給	376,800	455,400	506,600	559,600
51号給	379,000	457,400	509,000	560,500
52号給	381,200	459,400	511,400	561,400
53号給	383,200	461,200	513,600	562,100
54号給	385,300	463,100	515,600	563,000
55号給	387,400	465,000	517,600	563,900
56号給	389,500	466,900	519,600	564,800
57号給	391,700	468,800	521,600	565,500
58号給	393,800	470,600	523,100	566,400
59号給	395,900	472,400	524,600	567,300
60号給	397,900	474,200	526,100	568,200
61号給	399,900	475,900	527,100	568,500
62号給	401,500	477,200	529,000	569,500
63号給	403,500	478,500	530,300	570,100
64号給	405,500	480,000	531,600	571,600
65号給	407,500	481,500	533,000	572,300
66号給	409,400	483,000	534,000	573,200
67号給	411,300	484,500	535,000	574,100
68号給	413,200	486,000	536,000	575,000
69号給	415,000	487,500	536,800	575,700
70号給	416,800	489,000	537,600	576,600
71号給	418,800	491,000	538,400	577,500

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師である職員のうち親明で定める職員に適用する。

別表第4(第5条、第7条の3関係)
了 教育職給料表(1)

職名の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
専 任 用 職 員 外 の 職 員	1号給	給料月額 164,400円	給料月額 180,200円	給料月額 277,500円	給料月額 332,200円	給料月額 416,900円
	2号給	165,900	182,300	279,700	334,400	418,700
	3号給	167,400	184,400	281,800	336,500	420,500
	4号給	168,900	186,500	283,800	338,500	422,200
	5号給	170,500	188,600	285,800	340,600	423,700
	6号給	172,400	190,600	288,000	342,400	425,200
	7号給	174,200	192,700	290,200	344,200	427,100
	8号給	176,000	194,800	292,200	345,800	429,000
	9号給	177,700	197,000	294,100	347,500	430,800
	10号給	179,500	199,600	296,100	349,600	432,600
	11号給	181,800	202,200	298,000	351,700	434,500
	12号給	183,700	204,800	299,700	353,800	436,300
	13号給	185,600	207,400	301,500	355,900	438,000
	14号給	187,700	209,100	304,000	357,900	439,900
	15号給	189,800	210,700	306,400	359,900	441,700
	16号給	191,900	212,400	309,000	361,900	443,600
	17号給	194,100	214,200	311,300	363,500	445,300
	18号給	196,400	215,800	313,700	365,400	447,100
	19号給	198,900	217,500	315,900	367,200	448,900
	20号給	201,900	219,100	318,500	369,200	450,700
	21号給	203,600	220,900	320,900	370,800	452,300
	22号給	205,200	222,800	323,100	372,700	454,100
	23号給	206,900	224,700	325,200	374,500	455,900
	24号給	208,600	226,600	327,200	376,400	457,600
	25号給	210,100	228,100	329,000	377,700	459,300
	26号給	211,600	229,600	330,700	379,500	460,900
	27号給	213,300	232,100	332,400	381,300	462,500
	28号給	214,900	234,100	334,100	383,200	464,000
	29号給	216,400	235,900	335,800	385,000	465,500
	30号給	218,100	238,600	338,000	386,900	467,000
	31号給	219,800	241,300	340,200	388,800	468,100
	32号給	221,500	244,000	342,300	390,800	469,400
	33号給	222,900	246,600	344,300	392,500	470,600
	34号給	224,700	249,200	346,300	394,200	471,700
	35号給	226,500	252,000	348,500	395,800	472,000
	36号給	228,200	254,700	350,700	397,600	472,700
	37号給	229,700	257,000	352,400	398,800	473,300
	38号給	231,500	259,400	354,500	400,300	474,000
	39号給	233,300	261,900	356,400	401,700	474,700
	40号給	235,100	264,100	358,500	403,100	475,400
	41号給	236,800	266,600	360,400	404,800	476,000
	42号給	238,500	268,900	362,400	406,200	476,700
	43号給	240,100	271,100	364,300	407,500	477,400
	44号給	241,700	273,200	366,300	409,000	478,100
	45号給	242,900	275,300	367,600	409,600	478,100
	46号給	244,200	277,500	369,400	411,900	479,400
	47号給	245,500	279,600	371,000	413,400	480,100
	48号給	246,600	281,500	372,800	415,700	480,800
	49号給	247,900	283,800	374,300	416,700	481,400
	50号給	249,300	285,500	375,900	418,100	482,100
	51号給	250,500	287,400	377,500	419,700	482,800
	52号給	251,900	289,200	379,100	421,200	483,500
	53号給	253,400	290,600	380,700	422,900	484,100
	54号給	254,200	292,700	382,400	424,000	484,800
	55号給	255,500	294,700	384,100	425,400	485,500
	56号給	256,500	296,900	385,700	427,600	486,200
	57号給	257,800	298,900	386,900	429,100	486,800
	58号給	258,500	301,300	388,400	430,600	
	59号給	259,600	303,500	389,800	431,600	
	60号給	260,600	306,100	391,200	433,000	
	61号給	261,700	308,300	392,800	434,200	
	62号給	262,600	310,700	394,300	435,600	
	63号給	263,600	313,400	395,700	436,800	
	64号給	264,500	315,200	397,300	438,000	
	65号給	265,800	316,300	398,500	439,200	
	66号給	267,200	317,100	399,600	440,400	
	67号給	268,500	318,100	399,600	441,600	
	68号給	270,200	320,700	402,800	442,800	
	69号給	271,500	324,200	405,300	444,000	
	70号給	272,800	326,300	404,500	445,200	
	71号給	274,100	328,400	405,700	446,400	

72号給	275,400	330,400	407,000	447,600
73号給	276,400	332,500	407,900	448,700
74号給	277,600	334,600	409,100	449,300
75号給	278,900	336,800	410,200	449,800
76号給	279,900	339,000	411,400	450,300
77号給	280,800	341,700	412,400	450,800
78号給	281,800	342,900	413,400	451,400
79号給	282,800	344,900	414,400	451,900
80号給	283,800	347,100	415,300	452,400
81号給	284,900	348,900	416,000	452,900
82号給	286,100	350,800	416,800	453,500
83号給	287,300	352,800	417,700	454,000
84号給	288,500	354,800	418,500	454,500
85号給	289,600	356,400	418,900	455,000
86号給	290,600	358,300	419,500	455,600
87号給	291,600	360,100	419,900	456,100
88号給	292,800	362,000	420,500	456,600
89号給	293,900	363,800	421,100	457,100
90号給	295,000	365,500	421,400	457,700
91号給	296,200	367,200	421,600	458,200
92号給	297,400	368,800	421,800	458,700
93号給	298,500	370,300	422,000	459,200
94号給	299,600	371,800	422,200	
95号給	300,000	373,300	422,500	
96号給	301,200	374,700	422,700	
97号給	302,200	375,800	423,000	
98号給	303,300	377,200	423,300	
99号給	304,300	378,600	423,600	
100号給	305,400	379,900	423,800	
101号給	306,300	381,200	424,100	
102号給	307,400	382,500	424,400	
103号給	308,500	383,700	424,700	
104号給	309,500	385,000	425,000	
105号給	310,600	386,300	425,300	
106号給	311,000	387,400	425,600	
107号給	311,800	388,700	425,900	
108号給	312,600	389,900	426,200	
109号給	313,500	391,300	426,500	
110号給	313,900	392,300	426,800	
111号給	314,300	393,400	427,100	
112号給	314,800	394,400	427,400	
113号給	315,400	395,300	427,700	
114号給	315,800	396,300	428,000	
115号給	316,300	397,400	428,300	
116号給	316,800	398,500	428,600	
117号給	317,400	399,200	428,900	
118号給	317,900	400,100	429,200	
119号給	318,300	401,000	429,500	
120号給	318,800	401,900	429,800	
121号給	319,300	402,700	430,100	
122号給	319,700	403,600		
123号給	320,200	404,400		
124号給	320,700	405,200		
125号給	321,300	406,500		
126号給	321,600	406,500		
127号給	321,900	407,200		
128号給	322,200	407,900		
129号給	322,400	408,500		
130号給	322,700	409,000		
131号給	323,000	409,400		
132号給	323,300	409,800		
133号給	323,500	410,200		
134号給	323,700	410,500		
135号給	323,900	410,800		
136号給	324,200	411,000		
137号給	324,500	411,200		
138号給	324,700	411,500		
139号給	325,000	411,800		
140号給	325,300	412,200		
141号給	325,500	412,500		
142号給	325,700	412,800		
143号給	326,000	413,000		
144号給	326,200	413,200		
145号給	326,500	413,500		
146号給	326,800	413,800		
147号給	327,000	414,000		
148号給	327,300	414,000		

149号給	327,500	414,200							
150号給	327,700	414,300							
151号給	328,000	414,800							
152号給	328,300	415,000							
153号給	328,500	415,200							
154号給	328,800	415,500							
155号給	329,100	415,800							
156号給	329,400	416,000							
157号給	329,600	416,200							
158号給	329,900	416,500							
159号給	330,200	416,800							
160号給	330,500	417,000							
161号給	330,700	417,200							
162号給	331,000	417,500							
163号給	331,300	417,800							
164号給	331,600	418,000							
165号給	331,800	418,200							
166号給	332,100	418,500							
167号給	332,400	418,800							
168号給	332,700	419,000							
169号給	332,900	419,200							
主任職員	234,000	274,300	301,300	331,100	415,200				

備考
1 この表は、高専学校等に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護教諭、進級助教諭、実習助手、講師その他の職員及び教育委員会事務局等に勤務する指導主事である職員のうち規則で定める職員に適用する。
2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級であるものの給料月額額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職員給料表(2)

職員の区分	職務の級		
	1級	2級	3級
主任職員	給料月額 414,000円	給料月額 430,300円	給料月額 296,000円
主任職員	1号給 451,400	1号給 452,300	1号給 298,600
主任職員	2号給 455,900	2号給 457,400	2号給 301,100
主任職員	3号給 467,400	3号給 468,300	3号給 303,800
主任職員	4号給 468,900	4号給 470,300	4号給 306,300
主任職員	5号給 470,300	5号給 472,400	5号給 308,400
主任職員	6号給 472,400	6号給 474,500	6号給 310,700
主任職員	7号給 474,500	7号給 476,600	7号給 312,800
主任職員	8号給 476,600	8号給 478,700	8号給 314,900
主任職員	9号給 478,700	9号給 480,800	9号給 317,200
主任職員	10号給 480,800	10号給 482,900	10号給 319,600
主任職員	11号給 482,900	11号給 485,000	11号給 322,100
主任職員	12号給 485,000	12号給 487,100	12号給 324,500
主任職員	13号給 487,100	13号給 489,200	13号給 326,900
主任職員	14号給 489,200	14号給 491,300	14号給 329,300
主任職員	15号給 491,300	15号給 493,400	15号給 331,700
主任職員	16号給 493,400	16号給 495,500	16号給 334,100
主任職員	17号給 495,500	17号給 497,600	17号給 336,500
主任職員	18号給 497,600	18号給 499,700	18号給 338,900
主任職員	19号給 499,700	19号給 501,800	19号給 341,300
主任職員	20号給 501,800	20号給 503,900	20号給 343,700
主任職員	21号給 503,900	21号給 506,000	21号給 346,100
主任職員	22号給 506,000	22号給 508,100	22号給 348,500
主任職員	23号給 508,100	23号給 510,200	23号給 350,900
主任職員	24号給 510,200	24号給 512,300	24号給 353,300
主任職員	25号給 512,300	25号給 514,400	25号給 355,700
主任職員	26号給 514,400	26号給 516,500	26号給 358,100
主任職員	27号給 516,500	27号給 518,600	27号給 360,500
主任職員	28号給 518,600	28号給 520,700	28号給 362,900
主任職員	29号給 520,700	29号給 522,800	29号給 365,300
主任職員	30号給 522,800	30号給 524,900	30号給 367,700
主任職員	31号給 524,900	31号給 527,000	31号給 370,100
主任職員	32号給 527,000	32号給 529,100	32号給 372,500
主任職員	33号給 529,100	33号給 531,200	33号給 374,900
主任職員	34号給 531,200	34号給 533,300	34号給 377,300
主任職員	35号給 533,300	35号給 535,400	35号給 379,700
主任職員	36号給 535,400	36号給 537,500	36号給 382,100
主任職員	37号給 537,500	37号給 539,600	37号給 384,500
主任職員	38号給 539,600	38号給 541,700	38号給 386,900
主任職員	39号給 541,700	39号給 543,800	39号給 389,300
主任職員	40号給 543,800	40号給 545,900	40号給 391,700
主任職員	41号給 545,900	41号給 548,000	41号給 394,100
主任職員	42号給 548,000	42号給 550,100	42号給 396,500
主任職員	43号給 550,100	43号給 552,200	43号給 398,900
主任職員	44号給 552,200	44号給 554,300	44号給 401,300
主任職員	45号給 554,300	45号給 556,400	45号給 403,700
主任職員	46号給 556,400	46号給 558,500	46号給 406,100
主任職員	47号給 558,500	47号給 560,600	47号給 408,500
主任職員	48号給 560,600	48号給 562,700	48号給 410,900
主任職員	49号給 562,700	49号給 564,800	49号給 413,300
主任職員	50号給 564,800	50号給 566,900	50号給 415,700
主任職員	51号給 566,900	51号給 569,000	51号給 418,100
主任職員	52号給 569,000	52号給 571,100	52号給 420,500
主任職員	53号給 571,100	53号給 573,200	53号給 422,900
主任職員	54号給 573,200	54号給 575,300	54号給 425,300
主任職員	55号給 575,300	55号給 577,400	55号給 427,700
主任職員	56号給 577,400	56号給 579,500	56号給 430,100
主任職員	57号給 579,500	57号給 581,600	57号給 432,500
主任職員	58号給 581,600	58号給 583,700	58号給 434,900
主任職員	59号給 583,700	59号給 585,800	59号給 437,300
主任職員	60号給 585,800	60号給 587,900	60号給 439,700
主任職員	61号給 587,900	61号給 590,000	61号給 442,100
主任職員	62号給 590,000	62号給 592,100	62号給 444,500
主任職員	63号給 592,100	63号給 594,200	63号給 446,900
主任職員	64号給 594,200	64号給 596,300	64号給 449,300
主任職員	65号給 596,300	65号給 598,400	65号給 451,700
主任職員	66号給 598,400	66号給 600,500	66号給 454,100
主任職員	67号給 600,500	67号給 602,600	67号給 456,500
主任職員	68号給 602,600	68号給 604,700	68号給 458,900
主任職員	69号給 604,700	69号給 606,800	69号給 461,300
主任職員	70号給 606,800	70号給 608,900	70号給 463,700
主任職員	71号給 608,900	71号給 611,000	71号給 466,100
主任職員	72号給 611,000	72号給 613,100	72号給 468,500
主任職員	73号給 613,100	73号給 615,200	73号給 470,900

74号給	275,800	334,600	415,500
75号給	277,000	336,800	416,200
76号給	278,000	339,000	416,700
77号給	279,200	340,700	417,000
78号給	280,200	342,600	417,400
79号給	281,400	344,300	417,800
80号給	282,300	346,100	418,200
81号給	283,500	347,900	418,500
82号給	284,300	349,700	418,900
83号給	285,300	351,100	419,300
84号給	286,300	352,900	419,600
85号給	287,200	354,100	419,900
86号給	288,100	355,700	420,300
87号給	288,800	357,200	420,700
88号給	289,800	358,700	421,000
89号給	290,800	360,000	421,300
90号給	291,700	361,300	421,600
91号給	292,600	362,700	421,900
92号給	293,400	364,100	422,100
93号給	293,700	365,600	422,300
94号給	294,400	366,900	422,600
95号給	295,100	368,200	422,900
96号給	295,900	369,400	423,100
97号給	296,700	370,400	423,300
98号給	297,500	371,400	423,600
99号給	298,300	372,400	423,900
100号給	299,000	373,400	424,100
101号給	299,900	374,300	424,300
102号給	300,400	375,300	424,600
103号給	300,900	376,300	424,900
104号給	301,400	377,300	425,100
105号給	301,600	378,100	425,300
106号給	302,000	379,000	425,600
107号給	302,300	379,900	425,900
108号給	302,500	380,900	426,100
109号給	302,700	381,700	426,300
110号給	302,900	382,700	426,600
111号給	303,200	383,700	426,900
112号給	303,500	384,700	427,100
113号給	303,700	385,300	427,300
114号給		386,200	
115号給		387,100	
116号給		388,000	
117号給		388,800	
118号給		389,500	
119号給		390,300	
120号給		391,100	
121号給		391,700	
122号給		392,500	
123号給		393,200	
124号給		393,900	
125号給		394,500	
126号給		395,200	
127号給		395,700	
128号給		396,300	
129号給		397,000	
130号給		397,600	
131号給		398,100	
132号給		398,600	
133号給		399,200	
134号給		399,800	
135号給		400,400	
136号給		401,000	
137号給		401,600	
138号給		402,200	
139号給		402,800	
140号給		403,400	
141号給		404,000	
142号給		404,600	
143号給		405,200	
144号給		405,800	
145号給		406,400	
146号給		407,000	
147号給		407,600	
148号給		408,200	
149号給		408,800	
150号給		409,400	

	151号給	404,000		
	152号給	404,200		
	153号給	404,400		
	154号給	404,700		
	155号給	405,000		
	156号給	405,200		
	157号給	405,400		
	158号給	406,000		
	159号給	406,200		
	160号給	406,400		
	161号給	406,700		
	162号給	407,000		
	163号給	407,200		
	164号給	407,400		
	165号給	407,700		
	166号給	408,000		
	167号給	408,200		
	168号給	408,400		
	169号給	408,700		
	170号給	409,000		
	171号給	409,200		
	172号給	409,400		
	173号給	409,400		
所 任 用 目 録		225,200	271,100	324,400

備考
1 この表は、幼稚園に勤務する園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師その他の職員及び教育委員会事務員等に勤務する指導主事である職員のうち規則で定める職員に適用する。
2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級であるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

第10条 西宮市一般職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第4項から第6項までを削る。

第6条の2第4項を次のように改める。

- 4 55歳（医療職給料表（1）の適用を受ける職員にあつては、57歳）に達した日後、最初の4月1日以後在職している職員に関する第1項の規定による昇給は、同項に規定する規則で定める期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて任命権者が定める基準に従い決定するものとする。

第6条の2を第6条の3とし、第6条の次に次の1条を加える。

（定年前再任用短時間勤務職員等）

第6条の2 法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の部に規定する給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、その者の1週間当たりの勤務時間を西宮市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和32年西宮市条例第27号。以下「勤務条件条例」という。）第2条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前2条及び前項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、その者の承認を受けた育児短時間勤務の勤務時間を勤務条件条例第2条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第7条の3第1項中「（常時勤務の者及び短時間勤務職員に限る。）」を削り、同条第2項中「および」を「及び」に改める。

第9条第2項各号列記以外の部分中「短時間勤務職員及び」を「定年前再任用短時間勤務職員及び」に、「第5号に掲げる育児短時間勤務職員」を「いずれも第5号に掲げる職員」に改め、同項第5号中「再任用職員（短時間勤務職員を除く。）及び育児短時間勤務職員（任命権者が認める者）」を「定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員（いずれも任命権者が認める職員）」に改める。

第13条第3項中「短時間勤務職員及び」を「定年前再任用短時間勤務職員及び」に

改める。

第17条の3を削る。

第18条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第6項及び第7項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第19条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条の2第1項中「（常時勤務の者及び短時間勤務職員に限る。）」を削り、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条の3の次に次の1条を加える。

（適用除外）

第19条の4 次の各号に掲げる職員については、当該各号に定める規定は、適用しない。

- (1) 定年前再任用短時間勤務職員 第6条第3項及び第4項、第6条の3、第8条並びに第8条の3
- (2) 第7条の3第1項に規定する職員 第13条並びに第14条第2項及び第3項
- (3) 第7条の6第1項に規定する職員 第13条、第14条第2項及び第3項、第15条並びに第16条

附則に次の15項を加える。

32 令和5年4月1日（以下この項において「切替日」という。）から令和10年3月31日までの間、切替日の前日から引き続き別表第1から別表第3までの給料表の適用を受ける職員（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）を除く。）で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（任命権者が定める職員を除く。）の給料月額については、別表第1から別表第3までに規定する額を、当該額に次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加えた額に読み替えるものとする。

切替日から令和8年3月31日まで	その者の受ける給料月額と切替日の前日において受けていた給料月額との差額（以下「差額相当額」という。）
令和8年4月1日から令	差額相当額から3,000円を控除した額（その額が零を

和9年3月31日まで	下回るときは、零とする。)
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで	差額相当額から6,000円を控除した額(その額が零を下回るときは、零とする。)

33 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第35項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額(前項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定により読み替えられた額)のうち、第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項及び第4項並びに第6条の3第1項から第4項までの規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)(当該職員が育児短時間勤務職員である場合にあつては、当該額にその者の1週間当たりの勤務時間を勤務条件条例第2条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)とする。

34 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 医療業務に従事する医師及び歯科医師
- (2) 臨時的任用職員その他任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない職員
- (3) 法第28条の5第1項又は第2項の規定により異動期間(法第28条の2第1項に規定する異動期間をいう。)(法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長した職員

35 当分の間、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この項において「他の職への降任等」という。)をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第37項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第33項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除

く。)には、特定日以後、附則第33項の規定により計算された額に、基礎給料月額と特定日給料月額との差額を加えた額を給料月額として支給する。この場合において、この項前段の規定の適用を受ける職員の給料月額が他の職員の給料月額との均衡を失うと認められる場合においては、任命権者の定めるところにより、当該職員の給料月額について、必要な調整を行うことができる。

36 前項の規定による給料月額が第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

37 異動日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員（附則第33項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第35項に規定する職員を除く。）であつて、同項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次項において同じ。）の規定による給料月額を支給される職員との権衡上必要であると認められる職員には、当分の間、前2項の規定に準じて算出した額を給料月額として支給する。

38 附則第35項又は前項の規定による給料月額を支給される職員以外の附則第33項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料月額を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、前3項の規定に準じて算出した額を給料月額として支給する。

39 附則第33項から前項までに定めるもののほか、附則第33項から前項までの規定による給料月額の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

40 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の部に定める給料月額のうち、第6条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

41 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短

時間勤務職員の部に定める給料月額のうち、第6条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、その者の1週間当たりの勤務時間を勤務条件条例第2条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 2 暫定再任用職員が育児短時間勤務職員である場合における第6条の2第2項の規定の適用については、同項中「及び前項」とあるのは、「、前項、附則第40項及び附則第41項」とする。

4 3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第9条第2項及び第13条第3項の規定を適用する。

4 4 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第18条第3項及び第19条の4の規定を適用する。

4 5 第19条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額と同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

4 6 附則第40項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員の給与に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第2(第5条関係)
医療職給料表
了 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務の級			
	1級	2級	3級	4級
定年	256,400円	341,600円	377,800円	474,600円
前年	259,100	343,800	380,500	477,100
再任	261,800	346,000	383,200	479,600
任用	264,500	348,200	385,900	482,100
昇進	267,200	350,300	388,600	484,700
7号給	269,800	352,500	391,400	487,200
8号給	272,500	354,700	394,200	489,700
9号給	275,200	356,900	397,000	492,200
10号給	277,900	359,100	399,800	494,800
11号給	280,600	361,300	402,600	497,200
12号給	283,200	363,500	405,200	499,600
13号給	285,800	365,700	408,000	502,000
14号給	288,400	367,900	410,700	504,400
15号給	290,800	370,200	413,500	506,800
16号給	293,400	372,500	416,300	509,200
17号給	296,000	374,800	419,100	511,600
18号給	298,400	376,900	421,800	513,800
19号給	301,000	379,300	424,500	515,800
20号給	303,600	381,700	427,200	517,800
21号給	306,200	384,100	429,900	519,800
22号給	308,600	386,500	432,600	521,800
23号給	311,100	389,100	435,300	523,600
24号給	313,600	391,700	438,000	525,400
25号給	316,100	394,300	440,700	527,200
26号給	318,700	396,800	443,200	528,900
27号給	321,200	399,400	445,900	530,600
28号給	323,700	402,000	448,600	532,300
29号給	326,200	404,600	451,300	534,000
30号給	328,800	407,100	454,000	535,500
31号給	331,300	409,500	456,100	537,100
32号給	333,800	411,900	459,000	538,700
33号給	336,300	414,300	461,600	540,300
34号給	338,800	416,800	464,300	541,700
35号給	341,300	419,200	466,900	543,000
36号給	343,800	421,600	469,500	544,300
37号給	346,300	424,000	472,100	545,600
38号給	348,700	426,500	474,500	547,000
39号給	350,900	428,900	477,000	548,000
40号給	353,100	431,300	479,500	549,000
41号給	355,300	433,700	482,000	550,000
42号給	357,400	436,100	484,600	551,100
43号給	359,600	438,300	487,100	552,200
44号給	361,800	440,500	489,600	553,100
45号給	364,000	442,700	492,100	554,100
46号給	366,000	444,900	494,700	555,200
47号給	368,200	447,000	497,100	556,100
48号給	370,400	449,100	499,500	557,000
49号給	372,600	451,200	501,900	557,900
50号給	374,800	453,400	504,200	558,700
51号給	376,800	455,400	506,600	559,600
52号給	379,000	457,400	509,000	560,500
53号給	381,200	459,400	511,400	561,400
54号給	383,200	461,200	513,600	562,100
55号給	385,300	463,100	515,600	563,000
56号給	387,400	465,000	517,600	563,900
57号給	389,500	466,900	519,600	564,800
58号給	391,700	468,800	521,600	565,500
59号給	393,800	470,600	523,100	566,400
60号給	395,900	472,500	524,600	567,300
61号給	397,900	474,200	526,100	568,200
62号給	399,900	475,900	527,100	568,500
63号給	401,900	477,600	529,100	569,500
64号給	403,800	479,200	531,000	570,100
65号給	405,800	480,800	532,900	571,000
66号給	407,800	482,500	534,800	572,300
67号給	409,800	484,200	536,700	573,200
68号給	411,800	485,900	538,600	574,100
69号給	413,800	487,600	540,500	575,000
70号給	415,800	489,300	542,400	576,000
71号給	417,800	491,000	544,300	577,000
71号給	412,800	487,800	538,400	577,500

72号給	413,900	488,700	539,200	578,400
73号給	414,800	489,700	540,000	579,100
74号給	415,800	490,600	540,800	580,000
75号給	416,800	491,500	541,600	580,900
76号給	417,800	492,400	542,400	581,800
77号給	418,800	493,200	543,100	582,500
78号給	419,800	494,000	543,900	583,300
79号給	420,800	494,800	544,700	584,100
80号給	421,800	495,600	545,500	584,900
81号給	422,700	496,200	546,200	585,800
82号給	423,600	497,000	547,000	
83号給	424,500	497,800	547,800	
84号給	425,400	498,600	548,600	
85号給	426,100	499,200	549,300	
86号給	426,800	499,900	550,100	
87号給	427,500	500,600	550,900	
88号給	428,200	501,300	551,700	
89号給	428,800	501,900	552,400	
90号給	429,500	502,500	553,200	
91号給	430,200	503,100	554,000	
92号給	430,900	503,700	554,800	
93号給	431,500	504,400	555,500	
94号給	432,100	504,900	556,300	
95号給	432,700	505,400	557,100	
96号給	433,300	505,900	557,900	
97号給	433,900	506,500	558,600	
98号給	434,400		559,400	
99号給	434,900		560,200	
100号給	435,400		561,000	
101号給	436,000		561,700	
102号給			562,500	
103号給			563,300	
104号給			564,100	
105号給			564,800	
106号給			565,600	
107号給			566,400	
108号給			567,200	
109号給			568,000	
110号給			568,800	
111号給			569,400	
112号給			570,200	
113号給			570,800	
114号給			571,600	
115号給			572,400	
116号給			573,200	
117号給			573,800	
118号給			574,600	
119号給			575,400	
120号給			576,200	
121号給			576,800	
定年前 昇任用 給料額		296,200	338,600	429,500

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師である職員のうち親類で定める職員に適用する。

別表第4中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第5を次のように改める。

別表第5（第5条関係）

行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	定形的な業務を行う職務
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	1 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 2 主任保育士の職務
4級	1 副所長又は保育所長の職務 2 参事補の職務 3 係長又は副保育所長の職務 4 副参事の職務 5 主幹の職務
5級	1 課長、担当課長、支所長、館長、所長、事務局長（課長に相当する役職に限る。）又は事務長の職務 2 参事の職務
6級	1 部長、事務局長（部長に相当する役職に限る。）、室長、会計管理者、次長又は保健所副所長の職務 2 参与の職務
7級	1 危機管理監の職務 2 局長、担当理事、事務局長（局長に相当する役職に限る。）又は教育次長の職務 3 理事の職務

備考 この表は、別表第1に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務を定めるものとする。

別表第6 3級の項中「3 参事の職務」を「3 担当課長又は参事の職務」に改める。

別表第7及び別表第8を次のように改める。

別表第7（第5条関係）

医療職給料表（2）等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	薬剤師、管理栄養士、獣医師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、心理療法士、歯科衛生士又は言語聴覚士（以下「薬剤師等」という。）の職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする薬剤師等の職務
3 級	主任管理栄養士、主任理学療法士、主任作業療法士、診療放射線主任技師、臨床検査主任技師、主任心理療法士、主任言語聴覚士又は副主任理学療法士の職務
4 級	1 係長の職務 2 副参事の職務 3 主幹の職務
5 級	1 課長、担当課長又は所長の職務 2 参事の職務
6 級	1 部長又は保健所副所長の職務 2 参与の職務

備考

- 1 この表は、別表第2イ医療職給料表（2）に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務を定めるものとする。
- 2 1級の項に規定する標準的な職務で、特に高度の知識又は経験を必要とするものについては、3級の職務とする。

別表第8（第5条関係）

医療職給料表（3）等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	准看護師の職務
2 級	1 保健師、助産師又は看護師の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする准看護師の職務
3 級	主任保健師の職務

4 級	1 係長の職務 2 副参事の職務 3 主幹の職務
5 級	1 課長又は担当課長の職務 2 参事の職務
6 級	1 部長又は保健所副所長の職務 2 参与の職務

備考

- 1 この表は、別表第 2 ウ医療職給料表(3)に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務を定めるものとする。
- 2 1 級の項に規定する標準的な職務で、特に高度の知識又は経験を必要とするもの及び 2 級の項に規定する標準的な職務(第 1 項に定める職務に限る。)で、高度の知識又は経験を必要とするものについては、3 級の職務とする。

別表第 9 4 級の項を次のように改める。

4 級	1 係長又はセンター長の職務 2 主幹の職務
-----	---------------------------

(西宮市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第 1 1 条 西宮市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成 17 年西宮市条例第 55 号)の一部を次のように改正する。

別表医療職の部公衆衛生業務従事手当の項中「4 級」を「5 級」に改め、同表全職種共通の部災害業務従事手当(B)の項及び災害業務従事手当(C)の項中「防災指令発令下」を「防災指令等が発令されている場合」に改める。

(西宮市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 1 2 条 西宮市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成 24 年西宮市条例第 63 号)の一部を次のように改正する。

付則を付則第 1 項とし、付則に次の 1 項を加える。

- 2 当分の間、技能労務職員(臨時的任用職員その他任期を定めて任用される技能労務職員及び常時勤務を要しない技能労務職員を除く。)の給料月額は、当該技能労務職

員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該技能労務職員が受けるべき給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

（西宮市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正）

第13条 西宮市会計年度任用職員の給与等に関する条例（平成31年西宮市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、「当該職員」とあるのは「当該職員及び任命権者が定める職員」と、」を削る。

（職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第14条 職員等の旅費に関する条例（昭和34年西宮市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第26条の2の次に次の1条を加える。

（防災指令等発令下における旅費）

第26条の3 市長は、職員が防災指令等が発令されている場合において、災害業務に従事するため旅行したときは、前各条の規定の例により旅費が支給される場合を除くほか、当該旅行に要した費用（市長が認めるものに限る。）の額を旅費として当該職員に支給するものとする。

（西宮市職員退職手当支給条例の一部改正）

第15条 西宮市職員退職手当支給条例（昭和30年西宮市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（退職手当の支給）

第2条 この条例の規定による退職手当は、職員（退職手当について他の条例の適用を受ける者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された者（西宮市一般職員の給与に関する条例（昭和26年西宮市条例第54号）別表第4の規定の適用を受ける職員（以下「教育職員」という。）を除く。）を除く。）のうち常時勤務に服することを要するもの（以下単に「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支

給する。

第4条第1項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、「退職した者」の次に「その他規則で定める者」を加える。

第5条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、「退職した者」の次に「その他規則で定める者」を加える。

第5条の3中「15年」を「20年（医療業務に従事する医師及び歯科医師にあつては、15年）」に、「第4条第2項において準用する同条第1項」を「第4条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）」に改める。

第6条の3の表第6条の部中「第3条及び第5条」を「第3条から第5条まで」に、「100分の3」を「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2。以下同じ。）」に改める。

第6条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第7条第4項において」に改め、「（以下」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第10条第1項中「地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職し、又は同法第28条の3の規定により勤務した後退職し、その退職の日の翌々日以後に同法第28条の4第1項の規定により採用された者であつたもの及びこれに準ずる者（以下この条において「再任用職員等」という。）並びに」を削り、「職員を雇用保険法」を「職員を同法」に改め、同条第2項中「18日」の次に「（1月間の日数（西宮市の休日を含める条例（平成2年西宮市条例第22号）第2条第1項第1号に掲げる日の日数を除く。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「再任用職員等及び」を削り、同条第4項中「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合にお

る当該超える日数を除く。)は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第5項及び第6項中「再任用職員等及び」を削り、同条第7項及び第8項中「(再任用職員等を除く。)」を削り、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第13条第1項第1号及び第5項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第14条の見出し及び同条第1項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第15条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第17条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項及び第3項中「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第5項中「第5条の3まで」の次に「、附則第11項から附則第18項まで及び附則第20項」を加える。

附則第6項中「同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」を「前項の規定の例により計算して得られる」に改める。

附則第7項中「第5条」の次に「又は附則第12項」を加える。

附則第10項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則に次の11項を加える。

11 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「次条」とあるのは、「次条(附則第11項において準用する場合を含む。)」とする。

12 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60

- 歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「第5条」とあるのは、「第5条（附則第12項において準用する場合を含む。）」とする。
- 13 前2項の規定は、医療業務に従事する医師及び歯科医師が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。
- 14 西宮市一般職員の給与に関する条例附則第33項の規定による職員の給料月額の変改（以下「給料月額7割措置」という。）は、第5条の2第1項に規定する給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 15 当分の間、第5条の3に規定する者（規則で定める者を除く。）に対する同条の規定の適用については、同条中「その者に係る定年から20年（医療業務に従事する医師及び歯科医師にあつては、15年）」とあるのは、「その者に係る定年（医療業務に従事する医師及び歯科医師以外の者にあつては、60歳）から15年」とする。
- 16 当分の間、第5条の3に規定する者（第5条第1項第2号又は第3号に掲げる者を除く。）に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表（第5条の2第1項第2号イの項を除く。）及び第6条の3の表（第6条の2の部を除く。）中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは、「その者に係る定年（医療業務に従事する医師及び歯科医師以外の者にあつては、60歳）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数（当該年数が零を下回るときは零とする。）1年につき」とする。
- 17 当分の間、第5条の3に規定する者（医療業務に従事する医師及び歯科医師を除く。）に対する同条及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第3条第1項の項及び第6条の3の表第6条の部退職日給料月額の変改の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2。以下同じ。）」とあるのは、「100分の3」とする。
- 18 当分の間、基礎在職期間中に給料月額7割措置を適用された者のうち、当該給料月額7割措置の適用がなかつたものとした場合に第5条の2第1項の規定の適用がある者（給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額された日（以下「7割措置減

額日」という。)前に同項に規定する給料月額の変額改定以外の理由(以下「7割措置減額日前の理由」という。)により給料月額が減額されたことがある者に限る。)にあつては、7割措置減額日前の理由が生じた日(以下「特定減額日」という。)における当該7割措置減額日前の理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特別特定減額前給料月額」という。)が7割措置減額日における給料月額7割措置により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額(以下「7割措置減額前給料月額」という。)よりも多く、かつ、7割措置減額前給料月額が退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第3条から第6条の3までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特別特定減額前給料月額に係る特定減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 7割措置減額前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者が7割措置減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置減額前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額の7割措置減額前給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特別特定減額前給料月額に対する割合

(3) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第3条から第5条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号アに掲げる割合

19 前項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず

ず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60以上 特別特定減額前給料月額に60を乗じて得た額

(2) 60未満 次のア又はイに掲げる前項第3号イに掲げる割合の区分に応じ当該ア又はイに定める額

ア 60以上 特別特定減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び7割措置減額前給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

イ 60未満 特別特定減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額、7割措置減額前給料月額に同項第3号イに掲げる割合から同項第2号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から同項第3号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

20 当分の間、第5条の3に規定する者（第5条第1項第2号又は第3号に掲げる者に限る。）に対する前2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第18項第1号	及び特別特定減額前給料月額	並びに特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額
附則第18項第2号	7割措置減額前給料月額に、	7割措置減額前給料月額及び7割措置減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た合計額に、
附則第18項第2号イ	特別特定減額前給料月額	特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た合計額
附則第18項第3号	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけ

	に、	るその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額に、
附則第19項	前項の	次項の規定により読み替えて適用する前項の
	特別特定減額前給料月額	特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た合計額
附則第19項第2号	前項第3号イ	次項の規定により読み替えて適用する前項第3号イ
	前項第2号イ	次項の規定により読み替えて適用する前項第2号イ
附則第19項第2号ア	及び7割措置減額前給料月額	並びに7割措置減額前給料月額及び7割措置減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た合計額
附則第19項第2号イ	7割措置減額前給料月額	7割措置減額前給料月額及び7割措置減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た合計額
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額

21 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）に対する第2条の規定の適用については、同条中「他の条例の適用を受ける者」とあるのは、「他の条例の適用を受ける者、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」とする。

(西宮市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第16条 西宮市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年西宮市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第21条第2号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

付則に次の3項を加える。

3 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員が受けるべき給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

4 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的任用職員その他任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない職員

(2) 地公法第28条の5第1項又は第2項の規定により異動期間(地公法第28条の2第1項に規定する異動期間をいう。)(地公法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長した職員

5 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。)の給与の種類及び基準については、本則の規定にかかわらず、管理者が別に定める。

(西宮市立中央病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第17条 西宮市立中央病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成25年西宮市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第24条第2号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

付則に次の2条を加える。

(60歳に達した職員の給料)

第3条 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の

4月1日以後、当該職員が受けるべき給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

2 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 医療業務に従事する医師及び歯科医師

(2) 臨時的任用職員その他任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない職員

(3) 地方公務員法第28条の5第1項又は第2項の規定により異動期間（同法第28条の2第1項に規定する異動期間をいう。）（同法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長した職員

（暫定再任用職員の給与）

第4条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）の給与の種類及び基準については、本則の規定にかかわらず、管理者が別に定める。

（西宮市職員の再任用に関する条例の廃止）

第18条 西宮市職員の再任用に関する条例（平成13年西宮市条例第2号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第4条中西宮市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の表の改正規定並びに第9条、第14条、次条及び付則第3条の規定 公布の日

(2) 第10条中西宮市一般職員の給与に関する条例第18条第6項及び第7項の改正規定並びに第15条中西宮市職員退職手当支給条例第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し、同条第1項第1号並びに第15条第1項第1号の改正規定並びに第17条第4項の改正規定（「禁錮」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日

(西宮市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 第4条の規定による改正後の西宮市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(以下「第4条の規定による改正後の条例」という。)第4条第1項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

- 2 第4条の規定による改正後の条例第4条第1項の規定を適用する場合には、第4条の規定による改正前の西宮市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の規定に基づいて支給された給与は、第4条の規定による改正後の条例第4条第1項の規定による給与の内払とみなす。

(西宮市一般職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 第9条の規定による改正後の西宮市一般職員の給与に関する条例(以下「第9条

の規定による改正後の条例」という。)別表第1から別表第4までの規定は令和4年4月1日から、第9条の規定による改正後の条例第19条第2項及び附則第31項の規定は同年12月1日から適用する。

- 2 令和4年4月1日(以下この条において「切替日」という。)から付則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(以下「1号施行日」という。)の前日までの間において、第9条の規定による改正前の西宮市一般職員の給与に関する条例(以下「第9条の規定による改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、任命権者の定めるものの、第9条の規定による改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、任命権者の定めるところによる。

- 3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び任命権者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、任命権者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

- 4 1号施行日から令和5年3月31日までの間において、第9条の規定による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず第9条の規定による改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第9条の規定による改正後の条例の規定が適

用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、任命権者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

- 5 第9条の規定による改正後の条例の規定を適用する場合には、第9条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第9条の規定による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
- 6 前各項に定めるもののほか、第9条の規定の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

第4条 この条例の施行の日（以下この条において「切替日」という。）の前日から引き続き在職する職員（同日において次の表切替前の職務の級の欄に定める職務の級に決定されていた職員に限る。）の切替日における職務の級は、切替日の前日においてその者が属していた同欄に定める職務の級に対応する同表職務の級の欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二つの職務の級が定められているときは、任命権者の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

給料表	切替前の職務の級	職務の級
行政職給料表	4級	3級
	5級	4級
	6級	5級
	7級	6級
	8級	7級
医療職給料表（2）	3級	3級
		4級
	4級	5級
5級	6級	
医療職給料表（3）	3級	3級
		4級
	4級	5級
	5級	6級

- 2 切替日の前日から引き続き在職する職員（任命権者が定める職員に限る。）の切替日における号給は、切替日の前日においてその者が受けていた次の表旧号給の欄に定める

号給に対応する同表新号給の欄に定める号給とする。

旧号給	新号給							
	行政職給料表						医療職給料表 (2)	医療職給料表 (3)
	1級	2級	3級	3級 (旧4級)	4級	5級	4級 (旧3級)	4級 (旧3級)
1	1	1	1	19	1	1	1	1
2	1	1	1	20	1	1	1	1
3	1	1	1	21	1	1	1	1
4	1	1	1	22	1	1	1	1
5	1	1	1	23	1	1	1	1
6	1	1	1	24	2	2	1	1
7	1	1	1	25	3	3	1	1
8	1	1	1	26	4	4	1	1
9	1	1	1	27	5	5	1	1
10	1	1	1	28	6	6	1	1
11	1	1	1	29	7	7	1	1
12	1	1	1	30	8	8	1	1
13	1	1	1	31	9	9	1	1
14	1	1	1	32	10	10	1	1
15	1	1	1	33	11	11	1	1
16	1	1	1	34	12	12	1	1
17	1	1	1	35	13	13	1	1
18	1	2	2	36	14	14	1	1
19	1	3	3	37	15	15	1	1
20	1	4	4	38	16	16	1	1
21	1	5	5	39	17	17	1	1
22	2	6	6	40	18	18	2	1
23	3	7	7	41	19	19	3	1

24	4	8	8	42	20	20	4	1
25	5	9	9	43	21	21	5	1
26	6	10	10	44	22	22	6	2
27	7	11	11	45	23	23	7	3
28	8	12	12	46	24	24	8	4
29	9	13	13	47	25	25	9	5
30	10	14	14	48	26	26	10	6
31	11	15	15	49	27	27	11	7
32	12	16	16	50	28	28	12	8
33	13	17	17	51	29	29	13	9
34	14	18	18	52	30	30	14	10
35	15	19	19	53	31	31	15	11
36	16	20	20	54	32	32	16	12
37	17	21	21	55	33	33	17	13
38	18	22	22	56	34	34	18	14
39	19	23	23	57	35	35	19	15
40	20	24	24	58	36	36	20	16
41	21	25	25	59	37	37	21	17
42	22	26	26	60	38	38	22	18
43	23	27	27	61	39	39	23	19
44	24	28	28	62	40	40	24	20
45	25	29	29	63	41	41	25	21
46	26	30	30	64	42	42	26	22
47	27	31	31	65	43	43	27	23
48	28	32	32	66	44	44	28	24
49	29	33	33	67	45	45	29	25
50	30	34	34	68	46	46	30	26
51	31	35	35	69	47	47	31	27

52	32	36	36	70	48	48	32	28
53	33	37	37	71	49	49	33	29
54	34	38	38	72	50	50	34	30
55	35	39	39	73	51	51	35	31
56	36	40	40	74	52	52	36	32
57	37	41	41	75	53	53	37	33
58	38	42	42	76	54	54	38	34
59	39	43	43	77	55	55	39	35
60	40	44	44	78	56	56	40	36
61	41	45	45	79	57	57	41	37
62	42	46	46	80	58	58	42	38
63	43	47	47	81	59	59	43	39
64	44	48	48	82	60	60	44	40
65	45	49	49	83	61	61	45	41
66	46	50	50	84	62	62	46	42
67	47	51	51	85	63	63	47	43
68	48	52	52	86	64	64	48	44
69	49	53	53	87	65	65	49	45
70	50	54	54	88	66	66	50	46
71	51	55	55	89	67	67	51	47
72	52	56	56	90	68	68	52	48
73	53	57	57	91	69	69	53	49
74	54	58	58	92	70	70	54	50
75	55	59	59	93	71	71	55	51
76	56	60	60	94	72	72	56	52
77	57	61	61	95	73	73	57	53
78	58	62	62	96	74	74	58	54
79	59	63	63	97	75	75	59	55

80	60	64	64	98	76	76	60	56
81	61	65	65	99	77	77	61	57
82	62	66	66	100	78		62	58
83	63	67	67	101	79		63	59
84	64	68	68	102	80		64	60
85	65	69	69	103	81		65	61
86	66	70	70	104	82		66	62
87	67	71	71	105	83		67	63
88	68	72	72	106	84		68	64
89	69	73	73	107	85		69	65
90	70	74	74	108	86		70	66
91	71	75	75	109	87		71	67
92	72	76	76	110	88		72	68
93	73	77	77	111	89		73	69
94	74	78	78	112	90		74	70
95	75	79	79	113	91		75	71
96	76	80	80	114	92		76	72
97	77	81	81	115	93		77	73
98	77		82	116	94		78	74
99	77		83	117	95		79	75
100	77		84	118	96		80	76
101	77		85	119	97		81	77
102	77		86	120	98		82	78
103	77		87	121	99		83	79
104	77		88	122	100		84	80
105	77		89	123	101		85	81
106	77		90	124	102		86	82
107	77		91	125	103		87	83

108	77		92	126	104		88	84
109	77		93	127	105		89	85
110	77		94	128	106		90	86
111	77		95	129	107		91	87
112	77		96	130	108		92	88
113	77		97	131	109		93	89
114	77			132			94	90
115	77			133			95	91
116	77			134			96	92
117	77			135			97	93
118	77			136			98	94
119	77			137			99	95
120	77			138			100	96
121	77			139			101	97
122				140			102	98
123				141			103	99
124				141			104	100
125				141			105	101
126							106	102
127							107	103
128							108	104
129							109	105
130							110	106
131							111	107
132							112	108
133							113	109
134							114	110
135							115	111

136							116	112
137							117	113
138								114
139								115
140								116
141								117

3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び任命権者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、任命権者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

4 前3項に定めるもののほか、第10条の規定の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

(西宮市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 第15条の規定による改正後の西宮市職員退職手当支給条例（以下「第15条の規定による改正後の条例」という。）第10条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

2 第15条の規定による改正後の条例第10条第4項の規定は、この条例の施行の日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

(参考 1)

○提案理由

地方公務員の定年の引上げ及び給与制度の見直し並びに国家公務員の給与改定が実施されることに伴い、所要の規定の整備を行うため。

(参考 2)

○西宮市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例 (現行抄)

(勤務を要しない日及び勤務時間の割り振り)

第 2 条の 2 日曜日及び土曜日は、勤務を要しない日とする。ただし、任命権者は、地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成 3 年法律第 110 号) 第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において勤務を要しない日を設けるものとし、地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において勤務を要しない日を設けることができる。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第 5 条の 3

3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員 (職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。) が、当該子を養育するために請求した場合及び要介護者のある職員が、当該要介護者を介護するために請求した場合には、これらの請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1 月について 24 時間、1 年について 150 時間を超えて、時間外勤務をさせてはならない。

○西宮市職員の育児休業等に関する条例 (現行抄)

(育児休業をすることができない職員)

第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(2) 西宮市職員の定年等に関する条例 (昭和 58 年西宮市条例第 33 号) 第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により引き続いて勤務している職員

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第 6 条 育児休業法第 10 条第 1 項の条例で定める職員は、第 2 条第 1 号又は第 2 号に掲げる職員とする。

(部分休業をすることができない職員)

第 12 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して任命権者が定める非常勤職員以外の非常勤職員 (地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)

○公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（現行抄）

（職員の派遣）

第2条

- 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
- (2) 非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員を除く。）
 - (3) 西宮市職員の定年等に関する条例（昭和58年西宮市条例第33号）第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員

○西宮市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（現行抄）

（特定任期付職員の給与の特例）

- 第4条 第2条第1項の規定により採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員をいう。以下同じ。）を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1号給	375,000円

（該当部分のみ抜粋）

（給与条例の適用除外等）

- 第5条 西宮市一般職員の給与に関する条例（昭和26年西宮市条例第54号。以下「給与条例」という。）第5条、第6条、第6条の2、第7条の2から第8条まで、第8条の3、第13条から第15条まで、第19条及び第19条の2の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

○外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（現行抄）

（職員の派遣）

第2条

- 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
- (4) 西宮市職員の定年等に関する条例（昭和58年西宮市条例第33号）第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員
 - (5) 地方公務員法第28条第2項各号若しくは西宮市職員の分限並びに懲戒に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年西宮市条例第58号。以下「分限懲戒条例」という。）第2条第1項に掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員

○西宮市職員の分限並びに懲戒に関する手続及び効果に関する条例（現行抄）

(降任、免職及び休職の手続)

第2条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合、又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合には、医師2名を決定して、あらかじめ診断を行わせなければならない。

2 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付しなければならない。

(失職の例外)

第3条の2 法第16条第2号に該当するに至った職員のうち、その罪が過失によるものであり、かつ、刑の執行を猶予された者について、その情状がやむをえない場合には失職しない。

(減給の効果)

第5条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料及び地域手当(給料月額に対応する部分に限る。)の合計額の10分の1以下を減ずるものとする。

○西宮市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

(現行抄)

(任命権者の報告事項)

第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の人事評価の状況
- (3) 職員の給与の状況
- (4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (5) 職員の休業に関する状況
- (6) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (7) 職員のサービスの状況
- (8) 職員の退職管理の状況
- (9) 職員の研修の状況
- (10) 職員の福祉及び利益の保護の状況又
- (11) 職員の競争試験及び選考の状況
- (12) その他市長が必要と認める事項

○西宮市職員の退職管理に関する条例(現行抄)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員(臨時的に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

○西宮市一般職員の給与に関する条例(現行抄)

(給料表等)

第5条

- 4 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。
- 5 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、その者の1週間当たりの勤務時間を西宮市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和32年西宮市条例第27号。以下「勤務条件条例」という。）第2条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 6 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第1項から第3項まで及び次条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、その者の承認を受けた育児短時間勤務の勤務時間を勤務条件条例第2条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(昇給の基準)

第6条の2

- 4 55歳（医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあつては、57歳）に達した日後、最初の4月1日以後在職している職員に関する第2項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは「2号給」とする。

(給料の教職調整額)

- 第7条の3 西宮市立学校の校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び短時間勤務職員に限る。）及び実習助手並びに現に学校に勤務する養護教員及び養護助教員（以下「教育職員」という。）のうち別表第4に規定する職務の級が1級若しくは2級である者又は同表ア教育職給料表(1)に規定する職務の級が3級である者に対して、その職務と勤務態様の特殊性に基づき、その者の給料月額の100分の4に相当する額の給料の教職調整額を支給する。
- 2 前項の給料の教職調整額は、第7条、第8条の2、第18条、第19条および第21条の規定の適用については給料月額とみなす。

(通勤手当)

第9条

- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（特定の施設に勤務する職員で規則で定めるものにあつては、当該各号に定める額に1,000円を超えない範囲で規則で定める額を加算した額、短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員（第5号に掲げる育児短時間勤務職員を除く。）にあつては、1箇月当たりの通勤回数を考慮して市長が定める額）とする。

(5) 再任用職員（短時間勤務職員を除く。）及び育児短時間勤務職員（任命権者が認める者に限る。） 前各号の規定にかかわらず、規則で定める額

(超過勤務手当)

第13条

- 3 短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(超過勤務手当等に関する規定の適用除外)

- 第17条の3 第13条、第14条第2項、第15条及び第16条の規定は第7条の6第1項に規

定する職員には適用しない。

2 第13条および第14条第2項の規定は、第7条の3の規定により給料の教職調整額を受け
る者には適用しない。

3 再任用職員については、第8条及び第8条の3の規定は、適用しない。
(期末手当)

第18条

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは
「100分の67.5」とする。

6 第1項の規定にかかわらず、基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第
29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員、次項の規定により支給を一時差し止める処
分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)でその者の在職期間中の行為に係る刑事
事件に関し禁錮以上の刑に処せられたものその他規則で定める者については、当該基準日又は
一時差し止めに係る期末手当は、支給しない。

7 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに
離職したものが、離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に
係る刑事事件に関して、起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているも
の)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを
除く。)をされその判決が確定していない場合その他規則で定める場合にあつては、当該期末
手当の支給を一時差し止めることができる。

(勤勉手当)

第19条

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額
とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分に属する職員の勤勉手当の総額は、
それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の95を
乗じて得た額の総額とする。

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じ
て得た額の総額とする。

(教員特別手当)

第19条の2 西宮市立高等学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、
講師(常時勤務の者及び短時間勤務職員に限る。)、実習助手及び西宮市立特別支援学校に勤
務する実習助手並びに教育委員会事務局及び教育機関に勤務する指導主事に充てられた教諭及
び養護教諭に教員特別手当を支給する。

2 前項の教員特別手当の月額は、8,200円を超えない範囲内で職務の級及び号給(再任用
職員にあつては、職務の級)に応じて規則で定める。

別表第1(第5条関係)

(別表第1から別表第9まで 略)

○西宮市職員の特殊勤務手当に関する条例(現行抄)

別表(第2条関係)

医療職	公衆衛生 業務従事 手当	保健師(給与条例別表第2医療職給料表(3)4級以上 に決定されている者を除く。)が地域精神保健福祉業 務として、対象者及びその家族等の訪問指導業務に従 事した場合	業務に従事した 日1日について 180円
		獣医師(給与条例別表第2医療職給料表(2)4級以上 に決定されている者を除く。)が食肉検査等業務に従	実働1日につい て750円

		事した場合	
		獣医師（給与条例別表第2医療職給料表(2)4級以上に決定されている者を除く。）が犬、猫等の捕獲、引取り、収容又は処理業務に従事した場合	実働1日について500円
全職種 共通	災害業務 従事手当 (B)	防災指令発令下において巡回、監視、調査及び応急作業等の災害業務に従事した場合	業務に従事した日1日について1,700円（午後10時から翌日午前5時までの間に業務に従事した場合は、業務に従事した日1日について2,550円）
	災害業務 従事手当 (C)	防災指令発令下において災害業務従事手当(A)及び災害業務従事手当(B)の項支給基準の欄に掲げる業務以外の災害業務（待機的業務を除く。）に従事した場合	業務に従事した日1日について1,270円（午後10時から翌日午前5時までの間に業務に従事した場合は、業務に従事した日1日について1,910円）

(該当部分のみ抜粋)

○西宮市会計年度任用職員の給与等に関する条例（現行抄）

(勤務時間等)

第3条 会計年度任用職員の勤務時間等については、西宮市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和32年西宮市条例第27号。以下「勤務条件条例」という。）第2条から第3条まで、第5条第1項及び第5条の2から第6条までの規定を準用する。この場合において、勤務条件条例第2条の2第1項ただし書中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において勤務を要しない日を設けるものとし、地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」とあるのは「パートタイムA職員及びパートタイムB職員」と、勤務条件条例第5条の3第1項中「当該職員を」とあるのは「当該職員及び任命権者が定める職員を」と、「職員が、」とあるのは「職員（任命権者が定める職員を除く。）が、」と、同条第2項中「職員に」とあるのは「職員（任命権者が定める職員を除く。）に」と、同条第3項中「当該職員」とあるのは「当該職員及び任命権者が定める職員」と、「職員が」とあるのは「職員（任命権者が定める職員を除く。）が」と読み替えるものとする。

○西宮市職員退職手当支給条例（現行抄）

(退職手当の支給)

第2条 この条例の規定による退職手当は、職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員をいう。ただし、退職手当について他の条例の適用を受ける者並びに同法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員、同法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された者（西宮市一般職員の給与に関する条例（昭和26年西宮市条例第54号）別表第4の適用を受ける職員（以下「教育職員」という。）を除く。）及び同法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。以下同じ。）のうち常時勤務に服することを要するものが退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者で、地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職したもの(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 25年以上の期間勤続した者で、地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職したもの(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第3条第1項若しくは第4条第2項に規定する者(傷病又は死亡により退職した者に限る。)又は第5条第1項(第1号を除く。)若しくは第2項に規定する者のうち、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるもの(定年に達した日以後に退職した者を除く。)及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者であつて、規則で定めるものに対する第3条第1項、第4条第2項において準用する同条第1項、第5条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(該当部分のみ抜粋)

第6条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条	第3条から第5条まで	第5条の3の規定により読み替えて適用する第3条及び第5条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額
	これらの	第5条の3の規定により読み替えて適用する第3条及び第5条の

(該当部分のみ抜粋)

(退職手当の調整額)

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。)、同法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。)のうち規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合は、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 65,000円
- (2) 第2号区分 59,550円
- (3) 第3号区分 54,150円

(4) 第4号区分 43,350円

(5) 第4号区分 43,350円

(6) 第6号区分 27,100円

(7) 第7号区分 21,700円

(8) 第8号区分 零

(失業者の退職手当)

第10条 勤続期間12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあつては、6月以上）で退職した職員（地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職し、又は同法第28条の3の規定により勤務した後退職し、その退職の日の翌々日以後に同法第28条の4第1項の規定により採用された者であつたもの及びこれに準ずる者（以下この条において「再任用職員等」という。）並びに第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。）であつて、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が規則で定めるところにより市長（教育職員であつた者については、教育委員会とする。以下この条において同じ。）にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

(2) その者を雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第16条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法第22条第1項に規定する所定給付日数（以下「所定給付日数」という。）を乗じて得た額

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。

(1) 当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に係る職員等となつた日の直前の職員等でなくなつた日が当該職員等となつた日前1年の期間内にないときは、当該直前の職員等でなくなつた日前の職員等であつた期間

(2) 当該勤続期間に係る職員等となつた日前に退職手当の支給を受けたことのある職員につい

ては、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の職員等であつた期間

- 3 勤続期間12月以上（特定退職者にあつては、6月以上）で退職した職員（再任用職員等及び第6項又は第8項の規定に該当する者を除く。）が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、第1項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。
- 4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。
- 5 勤続期間6月以上で退職した職員（再任用職員等及び第7項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。
 - (1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額
 - (2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。）を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額
- 6 勤続期間6月以上で退職した職員（再任用職員等及び第8項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。
- 7 勤続期間6月以上で退職した職員（再任用職員等を除く。）であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。
 - (1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額
 - (2) その者を雇用保険法第39条第2項に規定する特例受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する額
- 8 勤続期間6月以上で退職した職員（再任用職員等を除く。）であつて、雇用保険法第4条第

1 項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額
(退職手当の支払の差止め)

第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者

に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合に於ては、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。
（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第17条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合に於ては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する西宮市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合に於ては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までに於ては同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合に於ては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に

関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

附 則

- 5 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項及び第3項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第5項」とする。
- 6 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 7 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 10 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び同法附則第5条」と、同項第2号中

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの」

とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの」

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの」

とする。

○西宮市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（現行抄）

（給与の種類）

第2条 西宮市上下水道局において勤務する企業職員で、常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料、給料の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

（適用除外）

第21条 次の各号に掲げる職員については、当該各号に定める規定は、適用しない。

(2) 地公法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員 第5条、第6条、第6条の3及び第15条の規定

○西宮市立中央病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（現行抄）

（給与の種類）

第2条 西宮市立中央病院において勤務する企業職員で、常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料、給料の調整額、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

（適用除外）

第24条 次の各号に掲げる職員については、当該各号に定める規定は、適用しない。

(2) 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員 第6条、第8条及び第18条の規定

○西宮市職員の再任用に関する条例（現行）

（平成13年7月12日）

（西宮市条例第2号）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、第2項及び第3項（法第28条の5第2項及び第28条の6第3項において準用する場合を含む。）並びに地方公務員法等の一部を改正する法律（平成11年法律第107号。付則第2条において「改正法」という。）附則第5条及び第6条の規定に基づき、職員の再任用（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定める。

（定年退職者に準ずるもの）

第2条 法第28条の4第1項に規定する定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮して法第28条の2第1項の規定により退職したもの又は法第28条の3の規定により勤務した後退職した者に準じて再任用を行うことができるものは、次に掲げる者とする。

(1) 25年以上勤続して退職した者であって当該退職の日の翌日から起算して5年を経過するまでの間にあるもの

(2) 前号に該当する者として再任用をされたことがある者（前号に掲げる者を除く。）

（任期の更新）

第3条 再任用の任期の更新は、職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。

2 任命権者は、再任用の任期の更新を行う場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(任期の末日)

第4条 再任用を行う場合及び再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日は、その者が年齢65年に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(特定警察職員等への適用期日)

第2条 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号に規定する特定警察職員等（付則第4条において「特定警察職員等」という。）である者については、平成20年4月1日から、改正法による改正後の法第28条の4から第28条の6まで及びこの条例第2条から第4条までの規定を適用する。

(任期の末日に関する特例)

第3条 次の表の左欄に掲げる者に対する第4条の規定の適用については、同条中「65年」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

昭和18年4月1日までに生まれた者	61年
昭和18年4月2日から昭和20年4月1日までの間に生まれた者	62年
昭和20年4月2日から昭和22年4月1日までの間に生まれた者	63年
昭和22年4月2日から昭和24年4月1日までの間に生まれた者	64年

第4条 特定警察職員等である職員で、次の表の左欄に掲げるものに対する第4条の規定の適用については、前条の規定にかかわらず、同条中「65年」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

昭和24年4月1日までに生まれた者	61年
昭和24年4月2日から昭和26年4月1日までの間に生まれた者	62年
昭和26年4月2日から昭和28年4月1日までの間に生まれた者	63年
昭和28年4月2日から昭和30年4月1日までの間に生まれた者	64年

(西宮市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第5条 西宮市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和32年西宮市条例第27号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(西宮市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 西宮市職員の育児休業等に関する条例（平成3年西宮市条例第30号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(西宮市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第7条 西宮市職員の定年等に関する条例（昭和58年西宮市条例第33号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第8条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和62年西宮市条例第20号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(西宮市一般職員の給与に関する条例の一部改正)

第9条 西宮市一般職員の給与に関する条例（昭和26年西宮市条例第54号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(西宮市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第10条 西宮市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年西宮市条例第45号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕

西宮市職員の定年等に関する条例制定の件

西宮市職員の定年等に関する条例を次のように制定する。

令和 4 年 1 2 月 9 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市職員の定年等に関する条例

西宮市職員の定年等に関する条例（昭和 5 8 年西宮市条例第 3 3 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定年による退職）

第 2 条 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の 3 月 3 1 日（以下「定年退職日」という。）に退職する。

（定年）

第 3 条 職員の定年は、年齢 6 5 年とする。

（定年による退職の特例）

第 4 条 任命権者は、法第 2 8 条の 7 第 1 項に規定する場合において、同項各号に掲げる事由があると認めるときは、同項各号に規定する職員に係る定年退職日の翌日から起算して 1 年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、法第 2 8 条の 5 第 4 項の規定により、異動期間（法第 2 8 条の 2 第 1 項に規定する異動期間をいう。

以下同じ。) (法第28条の5第1項から第4項までの規定により延長された期間を含む。) を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職(法第28条の2第1項に規定する管理監督職をいう。以下同じ。) を占めている職員については、この限りでない。

2 法第28条の7第1項第1号に規定する条例で定める事由は、職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずることとする。

3 法第28条の7第1項第2号に規定する条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずること。

4 任命権者は、法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限が到来する場合において、同条第1項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

5 任命権者は、法第28条の7第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は同条第2項の規定により期限を延長する場合は、当該職員の同意を得なければならない。

6 任命権者は、法第28条の7第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び同条第2項の規定により期限が延長された職員について、同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限が到来する前に同条第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第5条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、西宮市一般職員の給与に関する条例(昭和26年西宮市条例第54号)第7条の6に規定する管理職手当、西宮市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年西宮市条例第45

号) 第4条に規定する管理職手当又は西宮市立中央病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成25年西宮市条例第22号)第5条に規定する管理職手当を支給される職員(いずれも医療業務に従事する医師及び歯科医師を除く。)の職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第6条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第7条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(以下「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任をすること。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下「上位職職員」という。)の他の職への降任等をもする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第8条 任命権者は、法第28条の5第1項に規定する職員について、同項各号に掲げる事由があると認めるときは、同項各号に規定する職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

2 法第28条の5第1項第1号に規定する条例で定める事由は、職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への

降任等により公務の運営に著しい支障が生ずることとする。

3 法第28条の5第1項第2号に規定する条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずること。

4 任命権者は、法第28条の5第2項に規定する職員について、同条第1項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、同項又は同条第2項の規定により延長された異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

5 任命権者は、法第28条の5第3項に規定する職員（以下この項において「特定職員」という。）について、当該特定職員が占める特定管理監督職群（同項に規定する特定管理監督職群をいう。以下同じ。）に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該特定職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該特定職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている特定職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該特定職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

6 任命権者は、法第28条の5第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について同条第3項に規定する事由があると認めるとき（同条第2項の規定により延長された当該

異動期間を更に延長することができることを除く。)又は同条第3項若しくは第4項の規定により異動期間(同条第1項から第4項までの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について同条第3項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

7 任命権者は、法第28条の5第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任し、又は転任する場合は、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

8 任命権者は、法第28条の5第1項から第4項までの規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長に係る事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第9条 任命権者は、法第22条の4第1項に規定する条例年齢以上退職者(以下「条例年齢以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、同項に規定する短時間勤務の職(以下「短時間勤務の職」という。)に採用することができる。ただし、条例年齢以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(同項ただし書に規定する定年退職日相当日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

2 法第22条の4第1項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、任命権者が定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、付則第3条の規定は、公布の日から施行する。

(定年等に関する経過措置)

第2条 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における職員（医療業務に従事する医師及び歯科医師を除く。）に対する第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

2 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、第4条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「法第28条の5第4項」とあるのは「法第28条の5第3項」と、「（法第28条の5第1項から第4項までの規定により延長された期間を含む。）を延長した」とあるのは「を延長した」と、「管理監督職（法第28条の2第1項）」とあるのは「管理監督職（同項）」とする。

3 令和6年4月1日から令和11年3月31日までの間、第8条第1項の規定の適用については、同項中「1年を超えない期間内」とあるのは、「1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項及び第5項において同じ。））」とする。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第3条 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（定年前再任用短時間勤務職員等に関する経過措置）

第4条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下「原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに条例年齢以上退職者となった者（基準日前から法第28条の7

第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者)を、法第22条の4の規定により採用することができず、原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

- 2 任命権者は、基準日(この条例の施行の日(以下「施行日」という。))、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における定年が基準日の前日における定年(基準日が施行日である場合は、施行日の前日におけるこの条例による改正前の西宮市職員の定年等に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条に規定する定年)を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る定年(基準日が施行日である場合は、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)に達している職員(規則で定める職にあつては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第5条 任命権者は、令和3年改正法附則第4条第1項に規定する者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができる。

- 2 令和3年改正法附則第4条第1項に規定する条例で定める年齢(同項に規定する特定年齢に係る部分に限る。)は、年齢65年とする。
- 3 令和3年改正法附則第4条第1項に規定する条例で定める職は、施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職とする。
- 4 令和3年改正法附則第4条第1項に規定する条例で定める年齢(第2項に規定する条

例で定める年齢を除く。)は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年(旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)に準じた当該職に係る年齢とする。

5 令和14年3月31日までの間、任命権者は、令和3年改正法附則第4条第2項に規定する者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができる。

6 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項の任期又は同条第3項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、同条第1項若しくは第2項の規定により採用する者又は同条第3項の規定により任期を更新する者の同条第1項に規定する特定年齢到達年度の末日(以下「特定年齢到達年度の末日」という。)以前でなければならない。

7 暫定再任用(令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)をされた職員(以下「暫定再任用職員」という。)の令和3年改正法附則第4条第3項(令和3年改正法附則第6条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。

8 任命権者は、暫定再任用職員の令和3年改正法附則第4条第3項の規定による任期の更新をする場合は、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第6条 任命権者は、令和3年改正法附則第6条第1項に規定する者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和3年改正法附則第6条第1項に規定する条例で定める職は、施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職とする。

3 令和3年改正法附則第6条第1項に規定する条例で定める年齢は、前項に規定する短時間勤務の職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該短時間勤務の職に係る

年齢とする。

4 令和14年3月31日までの間、任命権者は、令和3年改正法附則第6条第2項に規定する者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職に採用することができる。

5 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項の任期又は同条第3項の規定において準用する令和3年改正法附則第4条第3項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用する者又は同条第3項の規定において準用する令和3年改正法附則第4条第3項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項に規定する条例で定める職は、施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職とする。

2 令和3年改正法附則第8条第3項に規定する条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

3 令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項に規定する条例で定める職は、施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職とする。

4 令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する短時間勤務の職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該短時間勤務の職に係る年齢とする。

5 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この項において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における定年が基準日の前日における定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

6 令和3年改正法附則第8条第5項に規定する条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年に達している者とする。

7 令和3年改正法附則第8条第5項に規定する条例で定める職員は、第5項に規定する職が基準日の前日に設置されたものとした場合において、同日における当該職に係る定年に達している職員とする。

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

第8条 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに医療業務に従事する医師及び歯科医師を除く。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度において、当該職員に対し、同日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとし、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(参考)

○提案理由

地方公務員の定年の引上げに伴い、所要の規定の整備を行うため。